

五泉市住宅用省エネ設備等 設置事業費補助制度のご案内

〈令和7年度〉



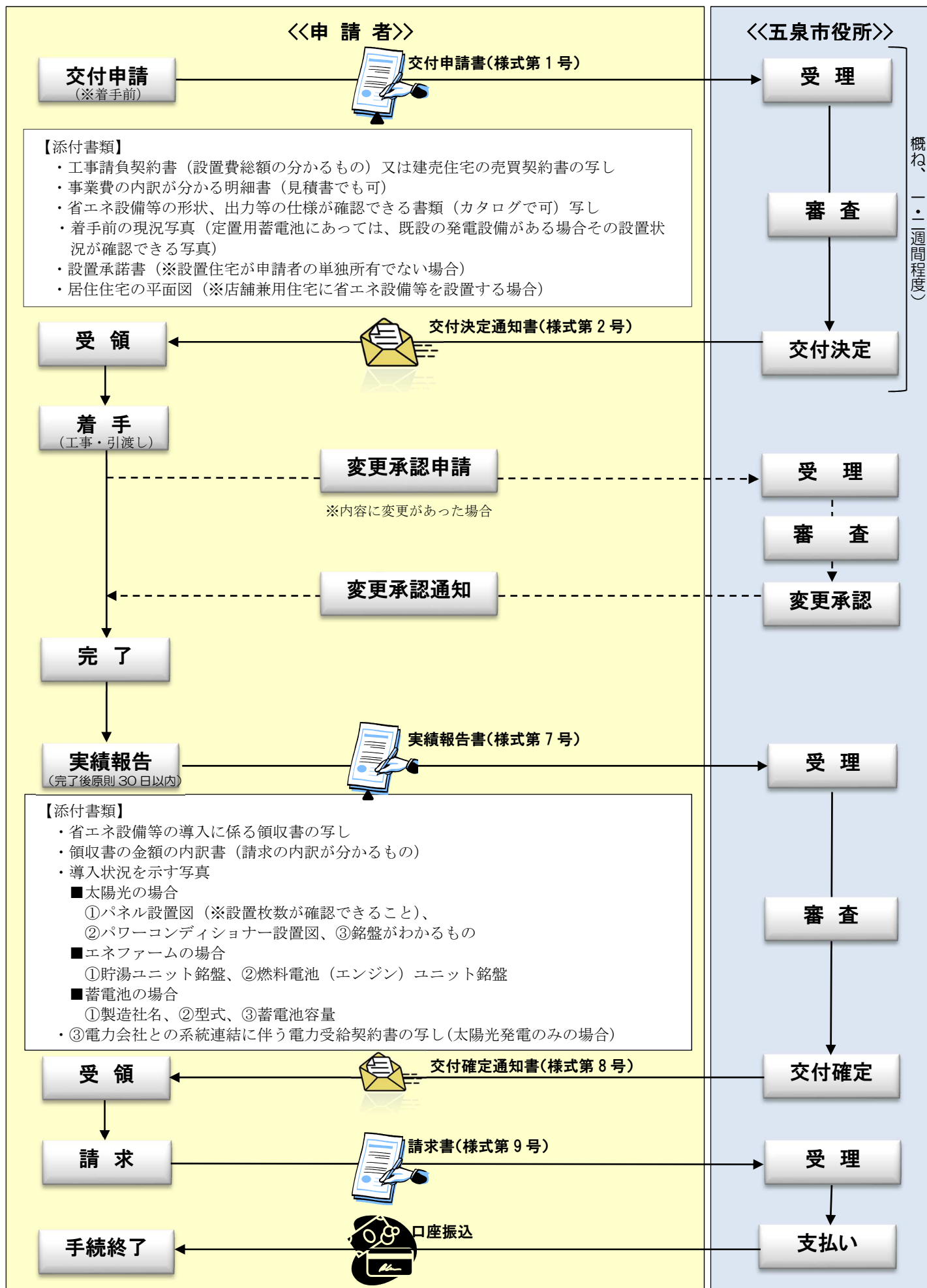
1. 補助金制度の概要

※あくまで概要版です。詳細は要綱にて確認ください。

目的	地球温暖化対策を推進するため、自己が居住する住宅への省エネ設備等の導入に係る経費の一部を補助します。	
受付期間	令和7年4月10日（木）～ 予算枠に達するまで（先着順） ※令和8年3月31日（火）までに事業を完了することが必要となります。	
補助対象者	・市内に住所を有する者 （または、実績報告書提出時までに市内に住所を有する者） ・市税を滞納していない者 ・<u>市内業者</u>に省エネ設備等の設置を請け負わせた者、又は<u>市内に本店を有する建売住宅供給業者</u>から省エネ設備等を設置した新築住居を購入した者 ・太陽光発電システムを設置する場合、過去に五泉市の太陽光発電システム設置に係る補助金の交付を受けていない者 ・省エネ設備等を設置する住宅が補助金申請者の所有ではない場合、又は他者との共有である場合は、所有者又は他の共有者の設置に係る承諾を書面で証明できる者	
補助対象設備	以下の3種類の設備を対象とします。設備ごとの条件は記載のとおりです。	
	太陽光発電システム	・JET等の認証を受けたものであること。 ・未使用品であること。
	エネファーム	・国の補助対象となる機種であること。 ・未使用品であること。
	定置用蓄電池	・一般社団法人環境共創イニシアチブ等の認証を受けた製品であること。 ・未使用品であること。
補助金額	導入する設備に応じ算出します。（いずれの場合も千円未満の端数切り捨て）	
	太陽光発電システム	・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値（小数点第3位以下切り捨て）×5万円 ・上限20万円
	エネファーム	・設置に要する費用（税抜）の20％に当たる額 ・上限20万円
	定置用蓄電池	・設置に要する費用（税抜）の20％に当たる額 ・上限20万円

- ◆補助金の交付を受けることができるのは、1設備につき1回限りです。
- ◆市内業者とは、市内に本店、支店、営業所等を有する事業主をいいます。
- ◆店舗兼用住宅に設置する場合は、延床面積の1/2以上が居住の用途に供されていること。

2. 補助金交付申請手続きの流れ



※必要に応じて、追加の書面提出を求めることがあります。

交付申請について

交付申請は持参提出とし、郵送等による提出はできません。

また、申請書の提出から交付決定まで、概ね 1～2 週間程度かかります。この交付決定が出る前に、工事の着工や引渡しがされると、補助金は交付されませんので、申請の際には、期間に余裕をもって準備をお願いします。

記載漏れや添付書類に不足がある場合は、それが補完されるまで受理できませんのでご注意ください。

実績報告について

事業が完了後、原則 30 日以内に五泉市住宅用省エネ設備等設置事業実績報告書（様式第 7 号）を提出してください。

令和 8 年 3 月 31 日までに事業を完了し、実績報告書の提出をしない場合は、補助金の交付はされません。

工事の変更・中止・廃止について

補助金交付決定を受けた後に、事業内容の変更が生じた場合や、事業の中止・廃止がある場合には、それぞれ所定の書面による届出と承認が必要です。

なお、補助金交付決定を受けた後に事業内容の変更が生じ、これを承認した場合であっても補助金の増額は行いません。

3. その他・注意点

補助金交付決定を受けた後、虚偽の申請その他不正な行為によって補助金交付決定を受けたときや、補助金を設置事業費以外の用途に使用した場合、また、交付決定の際に付加された条件に違反したときは、補助金交付定の全部または一部を取り消します。取消があった場合は、期限を定めて返還していただきます。

【Q&A】

(Q 1) 市内業者との契約であることをどのように証明すればよいのでしょうか？

(A 1) 基本的には、提出していただく契約書の写しに記載された事業者の所在地が五泉市内にあるか否かを確認します。社内規定等により、契約書には本店等の住所のみが記載され、五泉支店・五泉営業所等の表示がされない場合には、「取次書」「申込受付書」「見積書」等において五泉市内の店舗等を通しての契約であることを確認できる書面を添付してください。なお、その他に追加の書類提出を求める場合があります。

(Q 2) 市外の業者と契約したのですが、実際に施工するのは市内の事業者です。この場合は補助の対象となりますか？

(A 2) 市内業者と契約をしたものを補助の対象とするため、補助対象とはなりません。

(Q 3) 新築住宅に太陽光パネルを設置します。「省エネ設備等の設置経費の内訳がわかる書面」とは、何を用意すればよいのでしょうか？

(A 3) 総工事費の内訳（太陽光発電の設置経費がわかること）及び太陽光発電パネル設置費そのものの内訳が必要です。

(Q 4) 請求書には実印を用いるのですか？

(A 4) 認印で結構です。

(Q 5) 補助事業が完了とは、どのような状態を指すのでしょうか？

(A 5) ①設置工事が完了して引渡しを受けること（建売住宅の購入の場合は引渡し完了すること。）、②代金が支払われること、が満たされ、いつでも補助金申請者が使用を開始しうる状態を指します。

(Q 6) 住宅建築請負契約で、住宅本体の着工を開始しましたが、まだ補助金対象設備の設置工事には着手していません。この段階で補助金の申請はできますか？

(A 6) 補助対象設備の設置工事前であれば、申請は可能です。

(Q 7) パネルの増設、設備の入れ替えは補助の対象となりますか？

(A 7) この制度は、新規に設備の導入を検討される方を対象とするため、そのような場合は補助の対象とはなりません。

◆お問い合わせ・書類提出先◆

五泉市環境保全課環境政策係

〒959-1692

五泉市太田 1094 番地 1 (五泉市役所 4F)

☎0250-43-3911 (代表)